

# 岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 年 十 月 十 七 日

## 目 次

### 規 則

○岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ  
一

## 規 則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「七、〇〇〇円」を「八、〇五〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十月十九日から施行する。

平成二十年十月十七日印刷  
平成二十年十月十七日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 文 芸 社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））